

子ども・文教委員会委員長報告

子ども・文教委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、甲第99号議案令和8年度岡山市一般会計補正予算（第1号）について、以下7件の議案についてであります。

これらの議案審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、甲第111号議案、甲第112号議案、甲第113号議案、甲第114号議案及び甲第116号議案については、一部の委員から反対があり賛成多数で、そのほかの議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となりました点についてご報告いたします。

まず、甲第99号議案令和8年度岡山市一般会計補正予算（第1号）歳出・第10款教育費中、第2期GIGA端末更新整備事業についてであります。

これは、令和8年度中に、全児童生徒・教員への配備を目指し端末調達の公告を実施したものの、端末価格の上昇により、許容価格を超え入札不調となったため、不足する端末調達費用

について予算措置をするもので、事業費は4億4、500万円
であります。

委員から、単市で補正予算を組む事態となっているが、国に
対し、財政負担を求める要望をするべきではないかとの意見が
あり、当局から、国に対し、GIGAスクールに係る費用につ
いては国の全額負担とするよう以前から要望しているところ
あり、これからも引き続き要望していきたいとの答弁がありま
した。

次に、甲第111号議案岡山市児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につ
いて、甲第112号議案岡山市幼保連携型認定こども園の学級
の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一
部を改正する条例の制定について、甲第113号議案岡山市幼
稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認
定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例
の制定について、甲第114号岡山市家庭的保育事業等の設備
及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の
制定についての4件の議案についてです。

これは、厚生労働省令等の一部改正に伴い、保育所等におけ
る専門職を1人に限り保育士として算定できるようにする改
正、保育士配置基準に係る経過措置の改正、各種認定こども園
の学級編制基準の引き下げに係る改正を行おうとするもので

す。

委員から、保育所等における専門職の活用について、心理士や理学療法士等の専門職は保育士ではない。それを1人に限り保育士とみなすのは妥当性に欠けるのではないか。本市では保育士とみなす特例を導入しなければならないほど、保育士不足が生じているのかとの質疑があり、当局から、全国的には保育士不足という背景があるが、本市では最低基準の保育士数は確保されているとの答弁がありました。

以上、ご報告いたしました。このほかにも審査の過程でさまざまな意見や要望が出されました。

当局におかれましては、本委員会が出された意見や要望に十分留意され、事務事業の執行に当たられますよう申し添え、子ども・文教委員会の報告を終わらせていただきます。